

平成 28 年 9 月 20 日
商 工 中 金

生命保険（特定保険契約）の手数料開示等について

株式会社商工組合中央金庫（代表取締役社長：安達 健祐）は、従来から「保険募集指針」に則り、保険募集にあたってお客さまへの適切な情報提供に努めてまいりました。

今般、お客さまにより適切な商品選択を行っていただけるようにするため、さらなる情報提供を進めることとし、平成 28 年 10 月から下記の実施を開始いたしますので、お知らせします。

1. 保険代理店手数料の開示

当金庫が保険会社から受領する生命保険（特定保険契約*1）の代理店手数料について、保険会社の同意を前提に自主的に開示いたします。

代理店手数料は、保険会社から販売代理店である当金庫に支払われるものであり、お客さまから直接いただく費用ではありませんが、お客さまに対する適切な情報提供の観点から開示することといたしました。

*1 変額保険、外貨建て保険、市場価格調整機能を有する保険等、市場リスクを有する生命保険商品。

2. 保険代理店手数料の受領方式の変更

当金庫が受領する代理店手数料について、従来の契約時に一括して受け取る方式から、「販売手数料*2」と「継続手数料*3」に分けて受け取る方式に、合意を得られた保険会社から順次変更を行います。

当金庫では、保険募集にあたって、販売時のコンサルティングおよび契約期間中のアフターフォローに努めております。こうした基本姿勢を反映する体系とすべく、手数料の受領方式を変更することといたしました。

*2 募集時のコンサルティングの対価として、販売額に応じて保険会社が販売代理店に支払う手数料。

*3 アフターフォロー等の対価として、契約期間中に保険会社が販売代理店に支払う手数料。